

令和7年11月27日

①市長事務部局 総務部総務課
電話 0823-25-3282②教育委員会 呉高等学校
電話 0823-72-5577③消防局 消防総務課
電話 0823-26-0301④上下水道局 上下水道総務課
電話 0823-26-1608

NHK受信契約の未契約及び受信料の未払いについて

全国の一部の地方公共団体において、テレビ受信機能付き公用車のカーナビや公用携帯電話等について、NHKとの受信契約を怠り、受信料が未払いとなっていた事案が公表されていることを受け、本市においても全庁調査を行いました。

その結果、本市においても同様に、未契約のため受信料が未払いとなっている機器があることが判明しましたので、お知らせします。

1 概要

未契約機器の台数及び未払い金額

部局名	台 数	金 額
①市長事務部局	29台 (カーナビ1台、公用携帯電話2台、テレビ26台)	約519万円
②教育委員会	2台 (テレビ2台)	約 16万円
③消防局	9台 (カーナビ6台、テレビ3台)	約 60万円
④上下水道局	7台 (カーナビ1台、公用携帯電話6台)	約 78万円
計	47台 (カーナビ8台、公用携帯電話8台、テレビ31台)	約673万円

※ 未払い金額は、使用開始から今年度末までの期間で計算

※ 未契約期間の最長は、平成12年3月から

2 原因

公用車のテレビ受信機能付きカーナビ及び公用携帯電話については、テレビ放送が受信できる機器であったものの、これらの機器が受信契約対象であることを認識していなかったこと、また、テレビについてはモニターとして使用しているものですが、実際のテレビ放送の受信の有無に関わらず、設置場所にアンテナへの接続端子があり、モニターをアンテナ線に繋ぐことでテレビ放送が視聴可能な場合にあっては受信契約が必要であることを認識していなかったためです。

3 今後の対応

未払い分の受信料については、12月開会予定の市議会定例会に補正予算案として提案し、契約及び支払い手続の事務を進めます。

4 再発防止策

今後は、適切な受信契約事務を行うよう、受信契約が必要となる要件を庁内に周知徹底します。

また、機器を調達する際には、テレビ放送の受信が業務で必要となる場合を除き、原則としてテレビ受信機能が付いていない機器を調達します。